
第3章 みどりの機能別配置方針

本章においては、第2章のみどりの将来像（長期目標）の実現に向けてみどりの持つ「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観」の4つの機能ごとに配置方針を整理します。

1. 環境保全機能の配置方針

<環境保全機能に関する考え方>

環境保全のためのみどりの保全・創出を図ります。

- (1) 貴重な斜面緑地や水辺などのみどりを積極的に保全するほか、緑化した幹線道路や河川でつなぐことにより、本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」を形成します。
- (2) 生物多様性の観点から貴重種をはじめとする動植物の生息域になっているみどりを適切に保全します。
- (3) 南北に連続した本市の土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全と配置を図ります。

(1) 本市の環境創造の骨格となる「水とみどりと風のみち」の形成

- ・大気汚染やヒートアイランド現象を抑止し、環境負荷の軽減に資するみどりの保全とネットワーク化
- ・既存の幹線道路の街路樹のほか、今後整備する幹線道路などの緑化を積極的に実施し、拠点となるみどりの空間などと一体的にまち全体がみどりに覆われ、風が通る環境形成
- ・河川周辺のみとまったみどりを保全するとともに、赤土等流出を抑制し、河川の水質保全を図ることにより、臨海都市としてサンゴ礁などの海洋資源・環境を保全

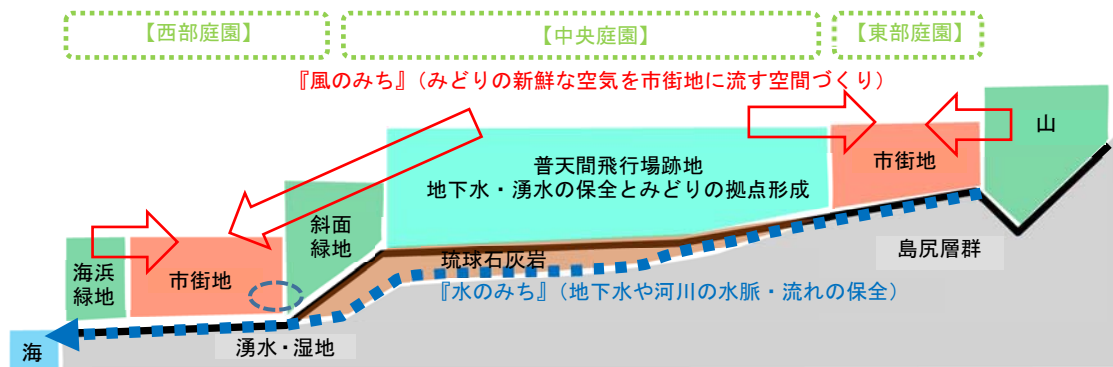


図3-1 「水とみどりと風のみち」の形成イメージ

(2) 生物多様性を考慮した動植物の生息・生育域の適切な保全

- ・伊佐から大謝名にかけての斜面緑地や宇地泊川周辺などにおいて、注目種をはじめとする多様な植物や動物の生息・生育域の適切な保全
- ・宜野湾海浜公園、比屋良川公園・嘉数高台公園、いこいの市民パーク、普天満宮周辺及び西普天間住宅地区をみどりの拠点として自然環境を維持・保全
- ・「みどりの拠点」を結び市内の公園・緑地等のネットワークを形成する街路樹や沿道宅地等のみどりで構成する「みどりの回廊」の確保
- ・大山湿地における土地区画整理事業とのバランスのとれた計画的なみどりの保全
- ・普天間飛行場に残る自然環境の保全と活用(環境創造のシンボルになる普天間公園(仮称)の整備)

(3) 土地利用・地形上の特徴を活かしたみどりの保全

○西部庭園ゾーン

- ・南北に連なる斜面緑地や大山湿地(田いも畑等)、西普天間住宅地区の湧水及びみどりなどは、本市を代表するまとまった自然環境として環境を維持・保全

○東部庭園ゾーン

- ・宇地泊川沿いのまとまったみどりや市街地内に点在する樹林、農地などのみどりは、市街地内の貴重な自然環境として計画的に保全・活用

○中央庭園ゾーン

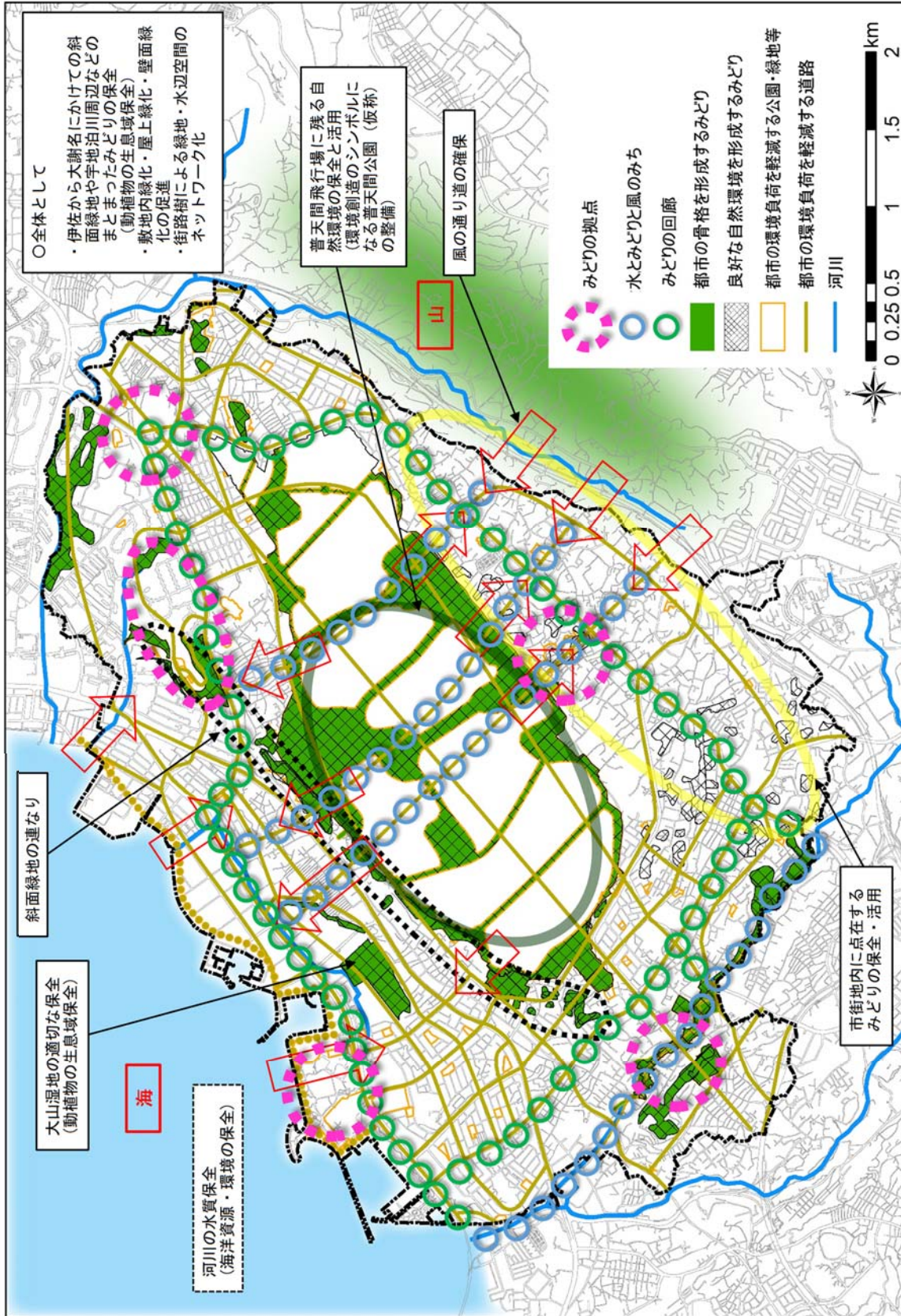
- ・普天間飛行場内に残された貴重なみどりは計画的に保全・活用
- ・地下水涵養を考慮した透水性を確保するほか、幹線道路の緑化による市域全体のみどりのネットワーク化



(透水性駐車場・トロピカルビーチ駐車場)

図3-2 大山湿地(大山田いも畑) / 透水性確保のイメージ

■ 環境保全機能の配置方針



2. レクリエーション機能の配置方針

<レクリエーション機能に関する考え方>

- 生活向上・地域振興に資するみどりの配置を図ります。
- (1) 散歩やサイクリング・ジョギングに対応し、みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークを強化します。
 - (2) 普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーションの拠点を形成します。
 - (3) 「みどりの拠点」を中心に、地区の特性を考慮した市民・来街者の交流・レクリエーションの場を適切に配置します。

(1) みどりの魅力と豊かさを身近に感じることができる水とみどりのネットワークの強化

- ・幹線道路の街路樹の保全・整備及び改修等と歩行者・自転車空間の確保・充実による公園・緑地等のネットワーク化（みどりの拠点を結ぶ国道58号宜野湾バイパス、国道330号、県道81号及び県道34号等を主要な回遊軸「みどりの回廊」として位置づけ）
- ・河川の保全・活用及び親水空間の整備
- ・公園不足区域での適切な公園確保
- ・並松街道の再生による観光・レクリエーションの骨格となるシンボル軸を形成



(いこいの市民パーク)



(那覇市)

図3-3 憩いや運動の空間としての利用イメージ／幹線道路の歩行者空間充実のイメージ

(2) 普天間飛行場跡地に広域的な交流・レクリエーション拠点の形成

- ・市民・県民が返還記念の喜びを県内外に発信する平和希求のシンボル及び「みどりの中のまちづくり」を推進する骨格として整備(普天間公園(仮称))

(3) 既存のみどりを活かした市民・来街者の交流・レクリエーションの場の適切な配置

○西部庭園ゾーン

- ・コンベンションリゾートエリアや宜野湾海浜公園・嘉数高台公園の維持・充実（魅力ある緑化・施設整備）と宜野湾浄化センターの緑化
- ・整備済み都市計画公園の適切な維持・管理と未整備都市計画公園の整備推進
- ・普天満宮・普天満山神宮寺の門前広場や交流広場を活用した交流・レクリエーションの実施
- ・海浜部の魅力を活かしたプロムナード(自転車道等)の整備、自転車レーンの設置
- ・既存のみどりを活かした魅力ある公園の整備(西普天間住宅地区)
- ・大山土地区画整理事業の土地利用計画において、宅地利用と農地などの保全・活用を両立
- ・大山湿地の貴重種を保護するビオトープの整備や農業体験の場としての活用

○東部庭園ゾーン

- ・いこいの市民パークや比屋良川公園の効果的活用の維持・充実
- ・整備済み都市計画公園の適切な維持・管理と未整備都市計画公園の整備推進
- ・点在する農地などのみどりを住民に身近な憩いの場として保全・活用

○中央庭園ゾーン

- ・貴重なみどりを活用した観光・レクリエーションの場の整備
- ・跡地利用に伴う住民や来街者に身近な公園の適切な配置



図3-4 農地などの環境学習・体験学習の場としての活用(宜野湾市 わらば～体験じゅく)



図3-5 『東部庭園ゾーン』に点在するみどり

3. 防災機能の配置方針

<防災機能に関する考え方>

安全・安心な国土形成に資する避難、延焼防止、治水、津波対策、土砂災害などに対応したみどりの保全・活用を図ります。

(1)災害時に市民の安全性を確保する避難地と避難路を適切に配置するとともに総合的な防災対応を行います。

(2)市街地の状況や地形などの状況に応じて防災機能を考慮したみどりを配置します。

(1) みどりを活かした災害時に市民の安全性を確保する避難場所と避難路の適切な配置

- ・都市計画公園の整備及び学校施設等の活用による避難地の適正確保
- ・幹線道路等の街路樹の保全・整備及び改修等による延焼の防止と歩行者の安全性確保及び騒音や排気ガス・強風の遮断、歩行者の安全性確保など多様な防災対応
- ・市街地内に点在する農地等のみどりの維持・保全による延焼防止
- ・市街地の生垣や敷地内緑化の推進（地震時の安全性確保と延焼防止）

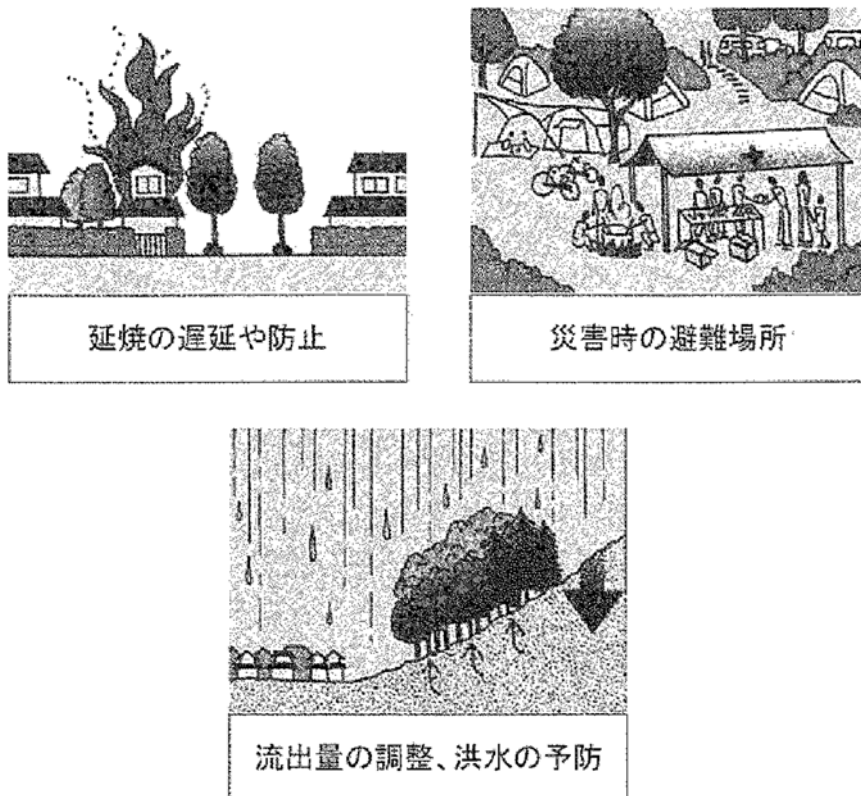


図3-6 みどりの防災機能のイメージ

資料：緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版

(2) 市街地の状況や地形などの状況に応じた防災対応

○西部庭園ゾーン

- ・海浜部における津波浸水への適切な対応(津波避難ビルへの避難経路の適切な確保や津波や潮害を緩衝する街路樹等の選定と樹木の設置)
- ・土砂災害・治水を考慮した斜面緑地や大山湿地などの適切な保全
- ・普天間川や宇地泊川などの河川の治水対策の促進
- ・地形・水系を考慮し既存のみどりを適切に残した開発(駐留軍用地跡地)

○東部庭園ゾーン

- ・治水機能・延焼防止機能を考慮した市街地内に点在するみどりの保全

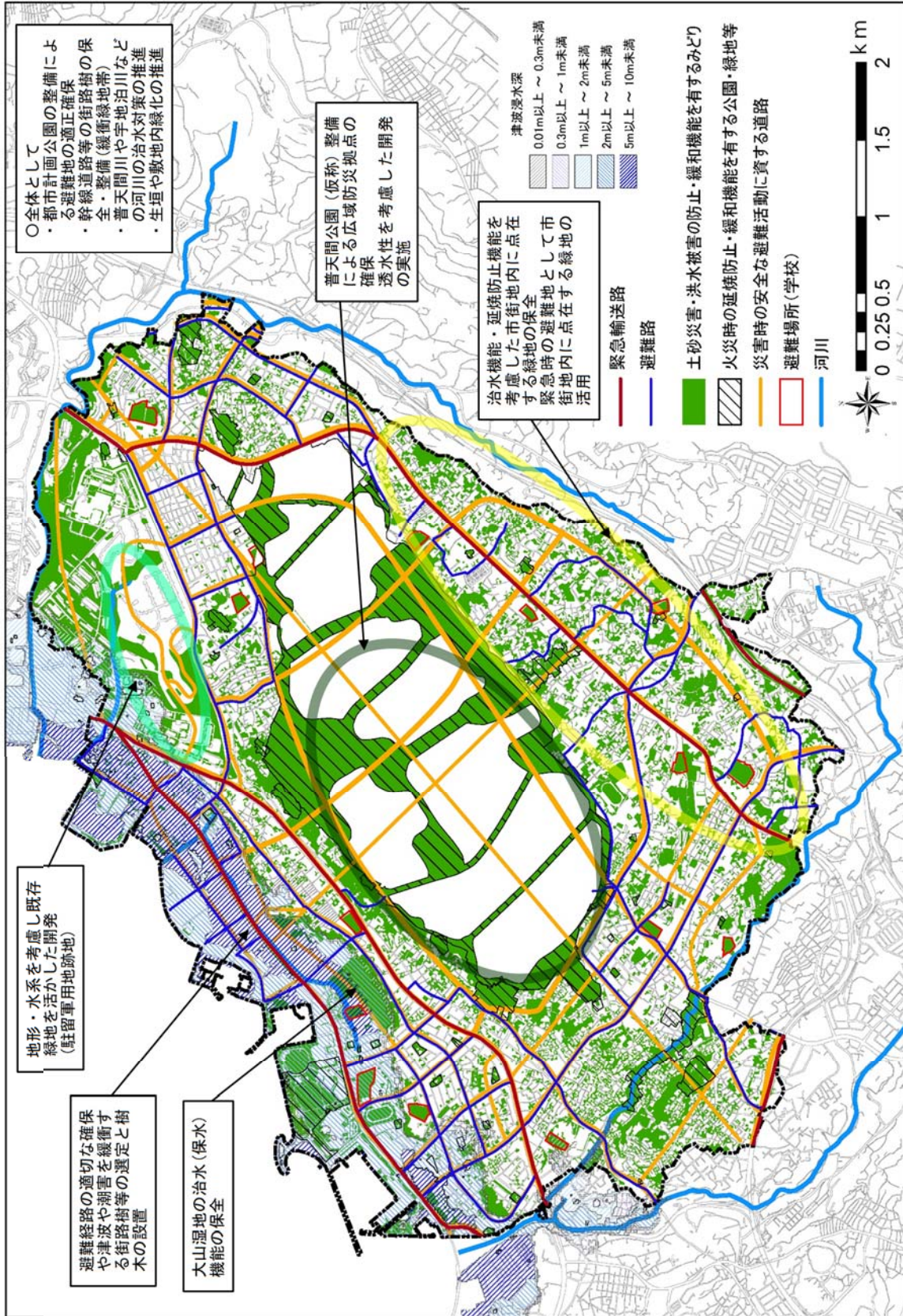
○中央庭園ゾーン

- ・普天間公園(仮称)整備により避難や緊急活動等に対応した広域防災拠点の確保
- ・透水性を考慮した開発の実施
- ・市全域から広域防災拠点への避難路の配置(幹線道路の整備と緑化)



図3-7 生垣・敷地内緑化のイメージ(市内)

■ 防災機能の配置方針



4. 景観機能の配置方針

<景観機能に関する考え方>

宜野湾らしい景観形成のためにみどりの保全・活用を図ります。

- (1) 本市特有の自然資源を保全・活用した景観形成を図ります。
- (2) 本市の歴史資源を活かしたみどり景観の保全と再生を図ります。
- (3) 市街地の特徴に応じたみどりの活用による魅力ある景観形成を図ります。

(1) 本市特有の自然資源を保全・活用した景観形成

- ・ 高低差のある地形に沿って点在するみどりや大山湿地（田いも畑）などの保全・活用
- ・ 海や斜面緑地の眺望や高台から望む点在するみどり景観などの保全
- ・ 宇地泊川の河川緑地の保全・活用
- ・ 街路樹や公園、公共施設等の植栽において、住民意向を踏まえるとともに、本市の本来の植生を考慮した在来種等を中心に活用
- ・ 在来種や市の木(リュウキュウコクタン)、市の花木（サンダンカ）などを効果的に活用
- ・ これらによる、みどりの連なり、水の連なり、道の連なりの形成



図3-8 みどり豊かなまちの眺望(嘉数高台)／海への眺望(県道 81 号)

(2) 本市の歴史資源を活かしたみどり景観の保全と再生

- ・ 普天満宮・普天満山神宮寺周辺のみどりの保全・活用及び門前広場の整備と合わせた、並松街道の再生と活用（本市の歴史的景観の骨格の形成）
- ・ 市内に点在する湧水（カー）や拝所（御嶽）などの保全・活用と周辺のみどりの維持・充実（自然環境をもとにした歴史資源の特徴を活かした景観保全・形成）
- ・ 国道 58 号、国道 330 号、県道 81 号及び県道 34 号等を歴史文化の回遊軸として活用



普天満宮と並松街道



図3-9 並松街道(往時)と琉球国王普天満参詣歴史絵巻行列

(3) 市街地の特徴に応じたみどりの活用による魅力ある景観形成

○西部庭園ゾーン

- ・西海岸エリアは、コンベンション・リゾートにふさわしい魅力ある緑化を促進
- ・国道 58 号及び宜野湾バイパス、県道 81 号は周辺の海や斜面緑地・大山湿地とともにみどりの豊かさを実感できる街路樹の保全・充実
- ・駐留軍用地跡地は、豊かな自然・歴史資源を保全・活用した景観形成を重点的に実施

○東部庭園ゾーン

- ・国道 330 号・県道 34 号線は、市民が日常的に水とみどりの豊かさを実感できる街路樹等の確保や市民の協力による沿道緑化の促進
- ・住宅地内に点在するみどりの保全・活用(みどり豊かな住宅地を実感できる場づくり)

○中央庭園ゾーン

- ・みどりの中のまち・環境創造庭園都市を先導する水とみどりを活用した景観形成を重点的に実施
- ・貴重な自然資源・歴史資源の保全と積極的な活用



図3-10 幹線道路の街路樹の保全・充実

